

普及モデル開発地域協議会 普及モデル応募シート

提出日 平成 24 年 2 月 15 日

項目	記入事項	備考
協議会名称	富士見自然エネルギー推進協議会	
代表者氏名	高橋 慶	
担当者氏名	佐久 祐司	
電話	0266-64-2107	
f a x		
メール	kei@876-kaigi.org	
携帯電話	080-1304-6454	
事業名	富士見町再生可能エネルギーの事業化促進事業	
添付資料	普及モデル事業計画、普及モデル予算計画、運営組織体制などがわかる資料	
該当する普及モデル	<p>■①地域の関係者が主体的に参加、連携、協働することにより立ち上げられる自然エネルギーのビジネスモデル</p> <p>■②自然エネルギーの実施を通じ温室効果ガスの削減に加え、他の社会的課題の解決や持続可能な地域づくりに資する自然エネルギー事業</p> <p><input type="checkbox"/>③採算性のとれる事業であって、他地域への普及可能性のある新しい自然エネルギーのビジネスモデル</p> <p><input type="checkbox"/>④地域の自然エネルギーの取り組みを支援する中間支援組織のモデル</p> <p><input type="checkbox"/>⑤地域の自然エネルギーの取り組みを支援するファイナンスの仕組みづくり</p> <p>■⑥自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくり又はライフスタイルのモデル事業</p> <p>■⑦自然エネルギーの普及に資する新しい文化・教育・普及啓発の事業モデル</p>	
チェックリスト ※提出時に自己チェックしてください。	<p>■地域協議会は、意思決定・運営に係る規約、事業計画、予算計画、役員（監事を含む。）を有するなど、独立した運営ができるものであること。</p> <p>■地域協議会は、協議会の運営、資金管理、報告書作成等を担う事務局を有すること。</p> <p>■今年度の普及モデルの開発を含む事業計画案、予算計画案を提出すること。</p> <p>■当該普及モデルに関して他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>■市民団体、企業、行政、大学等の参加など「新たな公共」を担うに足る関係者の参画、協力が得られる組織であること。</p>	

普及モデル開発地域協議会の募集要項

(1) 普及モデル開発地域協議会

自然エネルギー信州ネットは、長野県の「新たな公共」のモデル事業に関する委託を受け、長野県内に普及する自然エネルギーの地域イノベーション事業の普及モデルを開発することとしている。そこで、(1)の登録地域協議会のうち、平成23年度において自然エネルギーの地域イノベーション事業に取り組むことを目的に掲げる地域協議会（以下「普及モデル開発地域協議会」という。）を募り、普及モデルの開発を含む当該地域協議会の運営を支援することとする。

(2) 応募条件

- ① 地域協議会は、意思決定・運営に係る規約、事業計画、予算計画、役員（監事を含む。）を有するなど、独立した運営ができるものであること。
- ② 地域協議会は、協議会の運営、資金管理、報告書作成等を担う事務局を有すること。
- ③ 今年度の普及モデルの開発を含む事業計画案、予算計画案を提出すること。
- ④ 当該普及モデルに関して他の補助金等を受けていないこと。
- ⑤ 市民団体、企業、行政、大学等の参加など「新たな公共」を担うに足る関係者の参画、協力が得られる組織であること。（これらすべてを協議会の構成メンバーとすることを必須とするものではないが、普及モデルの開発、推進にあたって関わることを望まれる関係者の参加、関与を促していく組織であること。）

なお、地域協議会は、ネットワーク型（地域の関係者を広くネットワークすることを目的とする協議会）、または特定事業型（特定の事業を実施することを主目的とした協議会）のいずれも対象となる。

(3) 普及モデルのイメージ

- ① 地域の関係者が主体的に参加、連携、協働することにより立ち上げられる自然エネルギーのビジネスモデル
- ② 自然エネルギーの実施を通じ温室効果ガスの削減に加え、他の社会的課題の解決や持続可能な地域づくりに資する自然エネルギー事業
- ③ 採算性のとれる事業であって、他地域への普及可能性のある新しい自然エネルギーのビジネスモデル
- ④ 地域の自然エネルギーの取り組みを支援する中間支援組織のモデル
- ⑤ 地域の自然エネルギーの取り組みを支援するファイナンスの仕組みづくり
- ⑥ 自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくり又はライフスタイルのモデル事業
- ⑦ 自然エネルギーの普及に資する新しい文化・教育・普及啓発の事業モデル

- ・現在想定しているものは以上のいずれか、または複数に該当するものであるが、これに限られるものではない。
- ・当該普及モデルの計画（ビジネスプラン等）の作成を行うものを想定しており、今年度中に当該普及モデルを実践することは必須ではない。
- ・ネットワーク型の協議会の場合、協議会の中に設けられる分科会や協議会に参加するいずれかの主体等が中心となって行うものも対象となりうる。

（４）活動支援について

- ①申請のあった事業内容を審査員（個別地域協議会に関わりのない外部有識者複数名）の審査を経て選考する。審査にあたっては、書類の他、プレゼン審査を行うことも想定。応募条件を満たす団体が対象団体数を超える場合においては、当該普及モデルの先進性、実現可能性、普及可能性及び協議会組織の継続的発展可能性等を勘案して審査を行うものとする。
- ②平成23年度は、長野県からの受託により、自然エネルギー信州ネットから総額約350万円、事業認定を受けた1地域協議会あたり約30万円を目安として、事業・予算計画を勘案して、配分を決定する。
- ③対象となる経費は、下記のとおり。
諸謝金、消耗品費、印刷製本費、リース料、旅費、通信運搬費、使用料及び会場使用料、その他県が必要と認めたその他の経費
- ④平成23年度の募集スケジュールは次のとおり
 - ・11月11日（金） 第1回募集締め切り（6団体程度採択予定）
 - ・12月中旬を予定 第2回募集締め切り（6団体程度採択予定）※それぞれに締め切りまでに、地域協議会が設立または設立の目途が立っており、事務局体制が確立され、審査のために事業計画・予算計画がまとまっていること。第1回で採択されなかった案件につき第2回募集に応募することは可能。

以上

平成23年9月22日

（運営会議確認）

自然エネルギー信州ネット